

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
4月18日  
(火曜日)

## 目 次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
道路の区域の決定(道路整備課)	二
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	二
○公告	三
令和五年度危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課)	三
令和五年度消防設備士講習の実施(消防保安課)	五
公共測量の実施の終了(監理課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	六



## 山口県告示第百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年四月十八日から同年五月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町住民サービス課において公衆の縦覧に供する。

令和五年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三井住友建設株式会社  
住 所 東京都中央区佃二丁目一番六号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三井住友建設株式会社岩国トンネル作業所  
所在地 玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目六番一号
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
- 変更しようとする事項の内容  
廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処理後		処理前			
	変更後	変更前	変更後	変更前		
排水 処理 施設	〃	七・五	〃	一・二	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	八・三	六・五	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	一・〇	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	〃	〃	五	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	〃	〃	〃	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	〃	〃	一・〇	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	五〇	〃	三・〇〇〇	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	七〇	〃	〃	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	〃	〃	五	通 常 最 大	通 常 最 大
	〃	〃	〃	二	通 常 最 大	通 常 最 大
〃	〃	〃	五	通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	〃	〃	〇・一	通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	〃	〃	〇・一	通 常 最 大	通 常 最 大	
〃	〃	〃	一	通 常 最 大	通 常 最 大	
七六四	一八八	七六四	一八八	通 常 最 大	一、二六・五	
一、二六・五	二四七・五	一、二六・五	二四七・五	通 常 最 大	二、二六・五	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口	項 目		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		変更後	変更前		
		通 常 最 大	通 常 最 大		
〃	七・五	六・五	〃	通 常 最 大	一三八
〃	八・三	五	〃	通 常 最 大	一九七・五
〃	〃	一〇	〃	通 常 最 大	七一四
〃	〃	五〇	〃	通 常 最 大	一、〇七六・五
〃	七〇	〃	〃	通 常 最 大	一、〇七六・五
〃	五	〃	〃	通 常 最 大	一、〇七六・五
〃	二	〃	〃	通 常 最 大	一、〇七六・五
〃	五	〃	〃	通 常 最 大	一、〇七六・五
〃	〇・一	〃	〃	通 常 最 大	一、〇七六・五
〃	一・〇	〃	〃	通 常 最 大	一、〇七六・五

山口県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、令和五年四月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 蜂ヶ峯公園線  
道路の区域

山口県告示第百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和五年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
玖珂郡和木町大字瀬田字形歩ヶ迫一四一の三 地先から 同郡 同町和木三丁目二四四六の一 地先まで	最狭 二・三・〇	六・五	一六四二・〇	





貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(七六) 令和五年度消防設備士講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十の規定に基づき、令和五年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

令和五年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

- (一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類
- (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類
- (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消火設備

日

令和五、九、一三 午前九時三十分から  
午後五時まで

場

所

山口市吉敷下東三丁目一番一号  
公益財団法人山口県健康福祉財団山口  
健康づくりセンター  
周南市鼓海二丁目一八の二四  
公益財団法人周南地域地場産業振興セ  
ンター

(二) 警報設備

日

令和五、一〇、三 午前九時三十分から  
午後五時まで

場

所

山口市吉敷下東三丁目一番一号  
公益財団法人山口県健康福祉財団山口  
健康づくりセンター  
周南市鼓海二丁目一八の二四  
公益財団法人周南地域地場産業振興セ  
ンター

(三) 避難設備・消火器

日

令和五、一〇、二四 午前九時三十分から  
午後五時まで

場

所

山口市吉敷下東三丁目一番一号  
公益財団法人山口県健康福祉財団山口  
健康づくりセンター

〃 二五 〃

周南市鼓海二丁目一八の二四  
公益財団法人周南地域地場産業振興セ  
ンター

〃 二六 〃

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

令和五年七月二十六日(水曜日)から同年八月十六日(水曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三一二三三九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九二二二七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(七七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

令和四年十一月一日から令和五年二月二十八日まで

(七八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷奥字光房及び字砂関

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区大手門三丁目四番二二号

株式会社人生経営